

令和7年度 群馬県立嬭恋高等学校 部活動方針

令和7年4月1日

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動指導方針について

(1) 本年度設置する部活動（同好会を含む）について

運動部6部、文化部4部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長1名、副部長1名以上をおく。

【運動部】

スキー部、スケート部、硬式野球部、女子バレーボール部、卓球部、バスケットボール部

【文化部】

文化芸術部、商業部、[新設](仮)プログラミング部、[改組](仮)地域広報（JRC）部

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・少なくとも週1日以上の休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）
※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部ごとの活動計画による）

③ 活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日は長くとも2時間程度とする。
- ・学校休業日（学期中の土・日曜日を含む）は、長くとも3時間程度とする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿や大会前練習等で、活動時間延長の場合は保護者の承諾を得て実施する。

④ 朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。
- ・ただし、朝練習を行う場合は、練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。

⑤ その他

- ・定期考査1週間前（土日を含む）から部活動は行わない。ただし、公式試合等が直後にある場合は、届出の上行うこと。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。(同好会を除く)
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その取り扱いは、以下の通りとする。
 - ① 年間複数回、部費を徴収し、複数回支払いがある部は、通帳と出納簿を作成する。
 - ② 通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する
 - ③ 年度末に保護者を対象とした会計報告を行う。監査は教頭及び保護者代表が行う。
 - ④ 会計の管理は一人では行わず、必ず複数の顧問で行う。

4 参加する大会等について

部活動として参加する大会等は、以下の点に該当するものであること。

- ① 県高体連や県高野連、県高文連の主催大会、各種機関が主催するコンクールや発表会、県・市主催、各種団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮して、参加する大会等を精選すること。
- ② 顧問が引率して参加すること。
- ③ 宿泊を伴う場合や県外の大会などに参加する場合には、保護者の参加同意書を得ること。

5 部活動運営について

(1) 安全対策について

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- ② 生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。
- ③ 事故等発生時の初期対応の大切さを確認する。
(応急処置 救急車要請 管理職や保護者への報告)
- ④ AEDの設置場所 保健室・生徒玄関・体育教官室

(2) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(3) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会などを活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

(4) 体罰等の「許されない指導」の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は絶対にしない。